

令和3年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要（案）

目 次

令和3年度介護従事者処遇状況等調査の概要	P 2
I 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況等について	P 3
〈介護職員処遇改善加算〉	
・ 加算の取得（届出）状況	・ 加算の取得（届出）状況
・ 加算（I）の取得（届出）が困難な理由	・ 加算を配分した職員の範囲
・ 加算（II）の取得（届出）が困難な理由	・ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の実施状況
・ 加算の取得（届出）をしない理由	・ 加算の取得（届出）をしない理由
〈介護職員等特定処遇改善加算〉	
II 介護従事者等の平均給与額等の状況について	P 12
・ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法	
・ 給与等の引き上げの理由（サービス種類別）	
・ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）	<特定処遇改善加算（I）～（II）>
・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、サービス種類別）	<令和3年度に新たに特定処遇改善加算を取得>
・ 介護福祉士の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）	<特定処遇改善加算（I）～（II）>
・ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）	<処遇改善加算（I）～（V）>
・ 介護従事者等の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、職種別）	<処遇改善加算（I）～（V）>
・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）	<処遇改善加算（I）～（V）>
・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）	<処遇改善加算（I）～（V）>
・ 介護従事者等の平均給与額の状況（時給・非常勤の者、職種別）	<処遇改善加算（I）～（V）>
・ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）	<処遇改善加算（I）～（V）>
III 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について	P 26
IV 新型コロナウイルス感染症に伴う影響について	P 28

令和3年度介護従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 令和3年10月（参考：令和2年度調査の調査時期は令和2年4月）
- 調査対象等
 - ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所
 - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - ・ 調査客体数 13,724施設・事業所
 - ・ 有効回答数 8,812施設・事業所（有効回答率：64.2%）
 - ・ 調査項目 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（令和2年9月と令和3年9月における給与） 等

処遇改善加算全体のイメージ

<特定処遇改善加算の取得要件>

- ・ 処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

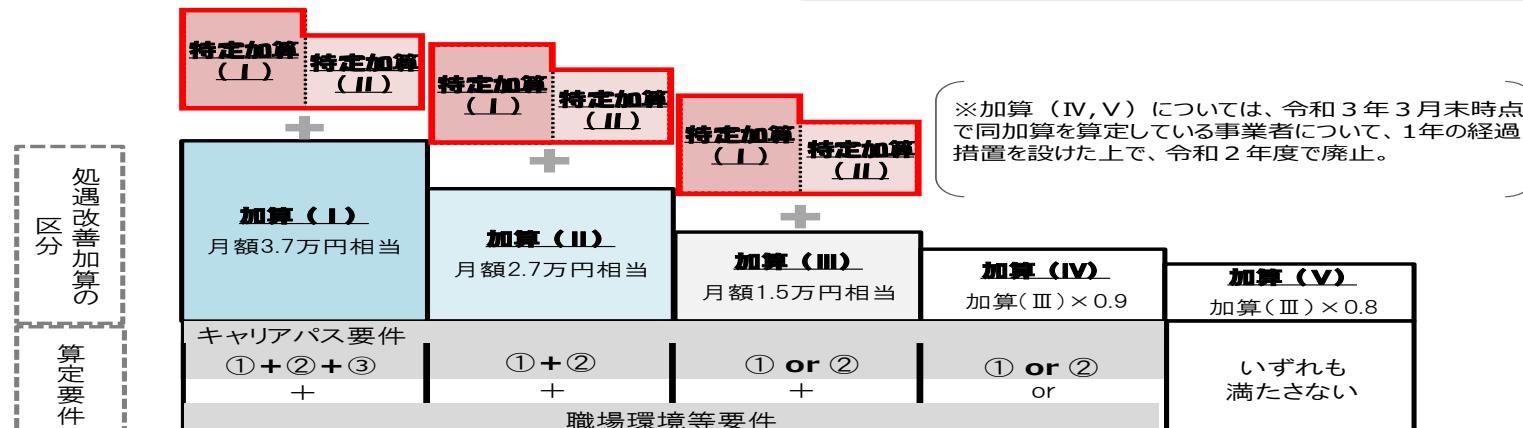
- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）等の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定

<キャリアパス要件> ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善



I 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況等について

〈介護職員処遇改善加算〉

○ 加算の取得（届出）状況

介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が94.1%、加算を「取得（届出）していない」事業所が5.9%となっている。

また、加算の種類別（I）～（V）の取得状況をみると、加算（I）を取得（届出）している事業所が79.8%となっている。

（統計表第25表）

	取得（届出） している						取得（届出） していない
		加算（I）	加算（II）	加算（III）	加算（IV）	加算（V）	
全 体	94.1%	79.8%	8.9%	5.1%	0.1%	0.3%	5.9%
介護老人福祉施設	99.5%	92.9%	4.7%	1.8%	0.0%	0.0%	0.5%
介護老人保健施設	97.5%	81.7%	9.4%	5.9%	0.0%	0.5%	2.5%
介護療養型医療施設	62.7%	36.0%	9.9%	16.8%	0.0%	0.0%	37.3%
介護医療院	80.6%	53.1%	10.8%	15.5%	0.3%	0.9%	19.4%
訪問介護	93.3%	75.3%	10.3%	7.5%	0.1%	0.1%	6.7%
通所介護	93.7%	78.0%	10.3%	4.8%	0.2%	0.4%	6.3%
通所リハビリテーション	78.0%	62.9%	7.8%	6.8%	0.0%	0.4%	22.0%
特定施設入居者生活介護	98.6%	90.2%	5.1%	3.3%	0.0%	0.0%	1.4%
小規模多機能型居宅介護	99.1%	91.7%	5.4%	1.9%	0.2%	0.0%	0.9%
認知症対応型共同生活介護	99.4%	88.9%	7.7%	2.4%	0.0%	0.4%	0.6%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)令和3年9月30日時点の取得（届出）状況である。

○介護職員処遇改善加算の種類

加算（I）：介護職員処遇改善加算（I） 37,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす場合）

加算（II）：介護職員処遇改善加算（II） 27,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす場合）

加算（III）：介護職員処遇改善加算（III） 15,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ又は要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合）

加算（IV）：介護職員処遇改善加算（IV） (III) × 0.9相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす場合）

加算（V）：介護職員処遇改善加算（V） (III) × 0.8相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合）

○ 加算（I）の取得（届出）が困難な理由

介護職員処遇改善加算（II）を取得（届出）している事業所における加算（I）を取得することが困難な理由をみると、「職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が49.5%、「昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が40.2%となっている。

(統計表第31表)

(複数回答)

	① 昇給の仕組みを どのようにして 定めたらよいか わからぬいため	② 昇給の仕組みを 設けるための 事務作業が 煩雑であるため	③ 介護職員の昇給の 仕組みを設けること により、賃金管理を 行うことが今後 難しくなるため	④ 介護職員の昇給の 仕組みを設けること により、職種間・ 事業所間の賃金 のバランスが とれなくなることが 懸念されるため	⑤ 介護職員の昇給の 仕組みについて、 法人内又は施設・ 事業所内で合意 形成することが 難しいため
全 体	21.9%	40.2%	20.1%	49.5%	10.9%
介護老人福祉施設	14.8%	19.4%	18.8%	72.1%	10.3%
介護老人保健施設	16.4%	19.4%	10.0%	78.7%	12.6%
介護医療院	13.9%	24.2%	17.6%	75.4%	17.6%
訪問介護	17.4%	41.5%	16.9%	36.7%	8.2%
通所介護	28.3%	43.8%	24.7%	50.6%	12.6%
通所リハビリテーション	19.1%	23.5%	21.7%	67.9%	21.1%
特定施設入居者生活介護	9.8%	58.7%	22.4%	73.4%	9.5%
小規模多機能型居宅介護	34.3%	25.6%	14.1%	39.7%	6.8%
認知症対応型共同生活介護	18.4%	47.2%	18.8%	52.1%	7.3%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)令和3年9月30日時点の状況である。

注3)介護療養型医療施設は、集計対象数が10未満であるため表章していない。

○ 加算（Ⅱ）の取得（届出）が困難な理由

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）～（V）を取得（届出）している事業所における加算（Ⅱ）を取得することが困難な理由をみると、「キャリアパス要件（I）を満たすことが困難」が56.1%となっている。

（統計表第37表）

（複数回答）

	① キャリアパス要件（I）を 満たすことが困難	② キャリアパス要件（II）を 満たすことが困難	③ 職場環境等要件を 満たすことが困難
全 体	56.1%	35.7%	13.3%
介護老人福祉施設	44.1%	40.6%	8.0%
介護老人保健施設	68.8%	25.5%	7.4%
介護療養型医療施設	77.0%	28.9%	25.6%
介護医療院	61.2%	40.9%	7.1%
訪問介護	52.5%	27.9%	9.9%
通所介護	58.5%	43.6%	16.9%
通所リハビリテーション	62.0%	46.9%	7.8%
特定施設入居者生活介護	53.2%	18.7%	23.1%
小規模多機能型居宅介護	47.7%	26.6%	14.3%
認知症対応型共同生活介護	50.6%	40.5%	23.7%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)令和3年9月30日時点の状況である。

○介護職員処遇改善加算の算定要件

キャリアパス要件Ⅰ：介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について定め、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅱ：介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅲ：介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知していること。

職場環境等要件：職場環境等の改善(賃金改善を除く)を実施し、全ての介護職員に周知していること。

○ 加算の取得（届出）をしない理由

介護職員処遇改善加算の取得（届出）をしていない事業所における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が49.5%、「利用者負担の発生」が29.4%、「対象の制約のため困難」が26.7%となっている。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響」は3.9%となっている。

(統計表第42表)

(複数回答)

	① 対象の制約のため困難	② 事務作業が煩雑	③ 令和4年度以降の取扱が不明	④ 追加費用負担の発生	⑤ 利用者負担の発生	⑥ 非常勤職員等の処遇上の問題	⑦ 賃金改善の必要性がない	⑧ 算定要件を達成できない	⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響
全 体	26.7%	49.5%	5.3%	9.7%	29.4%	13.4%	9.6%	18.3%	3.9%
介護老人保健施設	40.6%	15.4%	16.3%	12.6%	19.0%	21.8%	12.6%	12.6%	0.0%
介護療養型医療施設	31.1%	27.1%	3.1%	0.8%	11.6%	7.8%	12.9%	24.9%	10.9%
介護医療院	60.9%	21.0%	1.5%	17.7%	23.3%	12.9%	1.5%	17.2%	3.0%
訪問介護	26.1%	58.1%	3.8%	6.9%	34.5%	7.0%	8.7%	14.3%	7.5%
通所介護	24.6%	64.4%	7.0%	16.1%	36.8%	21.1%	7.3%	20.7%	1.2%
通所リハビリテーション	27.9%	25.3%	5.1%	3.4%	16.1%	8.7%	13.5%	19.0%	3.7%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)令和3年9月30日時点の状況である。

注3)介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は、集計対象数が10未満であるため表章していない。

〈介護職員等特定処遇改善加算〉

○ 加算の取得（届出）状況

介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が72.8%、加算を「取得（届出）していない」事業所が27.2%となっている。

また、加算の種類別（I～II）の取得状況をみると、加算（I）を取得している事業所が39.6%となっている。

（統計表第45表）

	取得（届出） している			取得（届出） していない
		加算（I）	加算（II）	
全 体	72.8%	39.6%	33.2%	27.2%
介護老人福祉施設	93.4%	80.6%	12.8%	6.6%
介護老人保健施設	85.2%	66.4%	18.8%	14.8%
介護療養型医療施設	49.7%	31.0%	18.7%	50.3%
介護医療院	62.6%	37.1%	25.5%	37.4%
訪問介護	66.8%	34.8%	32.0%	33.2%
通所介護	65.8%	30.0%	35.9%	34.2%
通所リハビリテーション	73.9%	59.2%	14.7%	26.1%
特定施設入居者生活介護	86.5%	39.0%	47.5%	13.5%
小規模多機能型居宅介護	78.7%	41.7%	37.0%	21.3%
認知症対応型共同生活介護	80.7%	33.7%	47.0%	19.3%

注1)介護職員処遇改善加算（I）～（III）の届出をしていると回答した施設・事業所における令和3年度の取得（届出）状況である。

注2)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

○介護職員等特定処遇改善加算の種類

加算（I）：介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たし、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定している場合。

加算（II）：介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たしているが、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定していない場合。

(参考) 加算の取得（届出）状況（全体に対する割合）

介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が68.3%、加算を「取得（届出）していない」事業所が31.7%となっている。

また、加算の種類別（I～II）の取得状況をみると、加算（I）を取得している事業所が37.1%となっている。

(統計表参考第1表)

	取得（届出） している			取得（届出） していない
		加算（I）	加算（II）	
全 体	68.3%	37.1%	31.2%	31.7%
介護老人福祉施設	92.9%	80.1%	12.8%	7.1%
介護老人保健施設	82.7%	64.4%	18.3%	17.3%
介護療養型医療施設	31.2%	19.5%	11.7%	68.8%
介護医療院	49.7%	29.4%	20.3%	50.3%
訪問介護	62.2%	32.4%	29.8%	37.8%
通所介護	61.3%	27.9%	33.4%	38.7%
通所リハビリテーション	57.3%	45.9%	11.4%	42.7%
特定施設入居者生活介護	85.3%	38.5%	46.8%	14.7%
小規模多機能型居宅介護	77.9%	41.2%	36.7%	22.1%
認知症対応型共同生活介護	79.9%	33.3%	46.5%	20.1%

注1) 全体に対する割合とは、介護職員処遇改善加算(I)～(V)の届出をしている施設・事業所及び当該加算の届出をしていない施設・事業所に対する割合である。

注2) 通所介護には地域密着型通所介護を含む。

○介護職員等特定処遇改善加算の種類

加算（I）：介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たし、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定している場合。

加算（II）：介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たしているが、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定していない場合。

○ 加算を配分した職員の範囲

介護職員等特定処遇改善加算の配分状況をみると、「他の介護職員」に配分した事業所が85.0%、「その他の職種」に配分した事業所が53.3%となっている。

また、「その他の職種」に対する配分状況をみると、看護職員、生活相談員・支援相談員、事務職員の割合が高くなっている。

(統計表第51表、第54表)

(複数回答)

経験・技能のある 介護職員	他の介護職員	その他の職種
92.0%	85.0%	53.3%

(複数回答)

看護職員	生活相談員・ 支援相談員	PT、OT、ST 又は機能訓練 指導員	介護支援 専門員	事務職員	調理員	管理栄養士・ 栄養士
72.9%	65.8%	44.3%	47.1%	61.1%	31.0%	40.2%

注1)介護職員等特定処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

注2)介護職員等特定処遇改善加算を配分する職員の範囲を法人単位で設定した事業所を含む。

(参考)

(複数回答)

	看護職員	生活相談員・ 支援相談員	PT、OT、ST 又は機能訓練 指導員	介護支援 専門員	事務職員	調理員	管理栄養士・ 栄養士
介護老人福祉施設	86.8%	85.3%	59.3%	77.1%	87.7%	36.8%	85.3%
介護老人保健施設	78.6%	83.3%	70.9%	71.6%	82.5%	25.5%	76.4%

○ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の実施状況

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の内容をみると、「月額平均8万円以上の賃金改善を実施」した事業所が11.4%、「改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施」した事業所が40.8%となっている。

また、「既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる」事業所が38.5%となっている。

(統計表第63表)

(一部複数回答)

月額平均8万円以上の賃金改善を実施	改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施	既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定することができなかった
11.4%	40.8%	38.5%	32.8%

注1)「経験・技能のある介護職員」に介護職員等特定処遇改善加算を配分していると回答した施設・事業所の状況である。

注2)「月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定することができなかった」と回答した施設・事業所は、他の項目を選択していない。

○ 加算の取得（届出）をしない理由

介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）していない事業所における加算を取得しない理由をみると、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が42.2%、「賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が40.2%となっている。

(統計表第69表)

(複数回答)

	① 賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからぬいため	② 賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	③ 賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	④ 賃金改善の仕組みを設けることにより、介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため	⑤ 特定処遇改善加算の計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため
全 体	33.9%	42.2%	40.2%	33.4%	32.1%
介護老人福祉施設	18.6%	28.1%	63.2%	40.4%	20.5%
介護老人保健施設	18.2%	19.6%	61.6%	37.0%	19.5%
介護療養型医療施設	55.2%	52.6%	44.2%	32.5%	28.8%
介護医療院	19.6%	31.8%	60.7%	31.6%	23.8%
訪問介護	33.6%	46.2%	30.9%	26.1%	40.1%
通所介護	36.4%	43.6%	42.2%	35.5%	30.7%
通所リハビリテーション	28.0%	26.8%	52.1%	39.3%	18.1%
特定施設入居者生活介護	39.4%	41.9%	45.5%	30.1%	29.1%
小規模多機能型居宅介護	39.5%	43.5%	43.9%	38.4%	33.0%
認知症対応型共同生活介護	29.7%	38.3%	42.8%	43.0%	23.9%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)介護職員等特定処遇改善加算の届出を行わない理由は上位5位を掲載している。

注3)③、④のいずれか又は双方に回答した施設・事業所は全体で49.8%。

II 介護従事者等の平均給与額等の状況について

○ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法

介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法をみると、「定期昇給を実施（予定）」が74.5%、「各種手当の引き上げまたは新設（予定）」が21.4%となっている。

(統計表第7表)

	① 給与表を改定して 賃金水準を 引き上げ（予定）	② 定期昇給を 実施（予定）	③ 各種手当の 引き上げまたは 新設（予定）	④ 賞与等の支給金額 の引き上げまたは 新設（予定）	(複数回答)
全 体	13.8%	74.5%	21.4%	14.2%	
介護老人福祉施設	6.6%	93.3%	18.1%	8.5%	
介護老人保健施設	6.9%	91.6%	16.6%	8.3%	
介護療養型医療施設	7.0%	81.6%	22.7%	7.1%	
介護医療院	10.8%	81.9%	19.5%	8.7%	
訪問介護	16.6%	63.4%	25.6%	23.6%	
通所介護	17.4%	71.7%	23.0%	14.6%	
通所リハビリテーション	9.3%	84.4%	16.0%	8.5%	
特定施設入居者生活介護	8.6%	77.1%	27.7%	8.9%	
小規模多機能型居宅介護	11.2%	78.2%	24.0%	15.8%	
認知症対応型共同生活介護	16.2%	72.3%	22.2%	13.4%	
居宅介護支援	10.7%	76.8%	14.3%	9.0%	

注1)給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体(介護職員に限定していない)の状況である。

注2)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

○ 給与等の引き上げの理由（サービス種類別）

介護従事者等の給与等の引き上げの理由をみると、「令和3年度介護報酬改定や介護職員等特定処遇改善加算等に関わらず給与等を引き上げ（予定）」が60.5%、「介護職員等特定処遇改善加算を踏まえて給与等を引き上げ（予定）」が23.1%となっている。

また、「令和3年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げ（予定）」は9.5%となっている。

(統計表第13表)

	① 令和3年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げ（予定）	② 介護職員等特定処遇改善加算を踏まえて給与等を引き上げ（予定）	③ 介護職員処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算を除く）を踏まえて給与等を引き上げ（予定）	④ 令和3年度介護報酬改定や介護職員等特定処遇改善加算等に関わらず給与等を引き上げ（予定）
全 体	9.5%	23.1%	15.2%	60.5%
介護老人福祉施設	7.4%	19.1%	14.3%	71.9%
介護老人保健施設	7.4%	19.9%	13.7%	73.0%
介護療養型医療施設	2.3%	16.4%	10.9%	71.7%
介護医療院	6.7%	19.2%	9.7%	69.9%
訪問介護	13.5%	34.4%	21.3%	48.4%
通所介護	10.2%	26.1%	16.1%	58.3%
通所リハビリテーション	5.7%	20.8%	12.4%	68.8%
特定施設入居者生活介護	7.1%	19.9%	16.9%	69.0%
小規模多機能型居宅介護	10.7%	24.1%	16.3%	61.5%
認知症対応型共同生活介護	9.2%	25.5%	18.5%	59.8%
居宅介護支援	6.6%	5.0%	4.3%	66.6%

注1)調査対象となった施設・事業者に在籍している介護従事者全体（介護職員に限定していない）の状況である。

注2)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注3)令和3年4月1日～令和3年9月30日の間の状況について回答したもの。

注4)「給与等の状況」について、「給与等を引き上げ」または「令和2年度の給与水準を維持しているが、1年内に引き上げる予定」と回答した施設・事業所の状況である。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、7,780円の増となっている。

（統計表第113表）

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年 - 令和2年)
介護職員	323,190円	315,410円	7,780円
看護職員	371,340円	364,610円	6,730円
生活相談員・支援相談員	344,790円	336,370円	8,420円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	351,110円	342,270円	8,840円
介護支援専門員	356,310円	348,070円	8,240円
事務職員	302,980円	296,770円	6,210円
調理員	261,380円	255,850円	5,530円
管理栄養士・栄養士	311,400円	304,080円	7,320円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1／6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、サービス種類別）

令和3年度に新たに介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）した事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、13,410円の増となっている。

（統計表参考第27表）

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年 - 令和2年)
全 体	293,800円	280,390円	13,410円
介護老人福祉施設	328,120円	306,400円	21,720円
介護老人保健施設	323,770円	301,650円	22,120円
介護医療院	290,140円	280,420円	9,720円
訪問介護	286,920円	272,500円	14,420円
通所介護	275,670円	264,730円	10,940円
通所リハビリテーション	326,940円	318,560円	8,380円
特定施設入居者生活介護	313,160円	299,590円	13,570円
小規模多機能型居宅介護	267,470円	255,860円	11,610円
認知症対応型共同生活介護	287,670円	277,660円	10,010円

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3)平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~9月支給金額の1/6)

注4)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5)介護療養型医療施設は、集計対象数が10未満であるため表章していない。

【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ取得事業所（特定処遇改善加算取得事業所を除く）】

(参考) 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得（届出）している事業所のうち介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得（届出）していない事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、5,460円の増となっている。

(統計表参考第21表)

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年－令和2年)
介護職員	286,850円	281,390円	5,460円
看護職員	358,240円	353,200円	5,040円
生活相談員・支援相談員	315,540円	307,820円	7,720円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	345,340円	339,050円	6,290円
介護支援専門員	337,450円	333,400円	4,050円
事務職員	294,790円	288,970円	5,820円
調理員	245,880円	239,860円	6,020円
管理栄養士・栄養士	308,220円	300,180円	8,040円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)十手当十一時金(4～9月支給金額の1／6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護福祉士の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得（届出）している事業所における介護福祉士（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっており、勤続年数が1～4年の者以外は、同程度の増加幅となっている。

（統計表参考第25表）

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年－令和2年)
全 体 【平均勤続年数：9.5年】	334,510円	328,500円	6,010円
1年～4年	312,100円	302,200円	9,900円
5年～9年	325,000円	319,310円	5,690円
10年以上	355,010円	349,440円	5,570円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している介護福祉士資格を有する介護職員の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1／6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4)「平均勤続年数」は、令和3年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注5)勤続1年～4年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、令和2年4月から勤務を開始した介護職員の場合、令和2年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和2年9月の平均給与額が低くなることが一つの要因として考えられる。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、7,380円の増となっている。

（統計表第79表）

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年-令和2年)
介護職員	316,610円	309,230円	7,380円
看護職員	369,210円	362,800円	6,410円
生活相談員・支援相談員	338,370円	330,120円	8,250円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	350,080円	341,780円	8,300円
介護支援専門員	353,560円	345,900円	7,660円
事務職員	301,940円	295,770円	6,170円
調理員	259,270円	253,640円	5,630円
管理栄養士・栄養士	311,190円	303,800円	7,390円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1／6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

(参考) 介護職員の平均給与額の内訳（月給・常勤の者）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、基本給、手当、一時金（賞与等）ごとに、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、基本給が2,400円の増、手当が2,320円の増、一時金が2,660円の増となっている。

(統計表第79表)

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年－令和2年)
平均給与額	316,610円	309,230円	7,380円
うち、基本給	187,180円	184,780円	2,400円
うち、手当	81,110円	78,790円	2,320円
うち、一時金（賞与等）	48,320円	45,660円	2,660円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1／6)

注3)手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注4)一時金は賞与その他臨時支給分として4～9月に支給された金額の1／6

注5)平均給与額等は10円未満を四捨五入している。

(参考) 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算を算定していない事業所も含めた全事業所の介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、7,380円の増となっている。

(統計表参考第23表)

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年－令和2年)
介護職員	315,640円	308,260円	7,380円
看護職員	369,760円	363,260円	6,500円
生活相談員・支援相談員	336,830円	328,700円	8,130円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	351,230円	342,960円	8,270円
介護支援専門員	332,640円	327,000円	5,640円
事務職員	300,830円	294,650円	6,180円
調理員	259,290円	253,690円	5,600円
管理栄養士・栄養士	311,840円	304,270円	7,570円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1／6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均基本給額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、2,400円の増となっている。

（統計表第104表）

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年－令和2年)
介護職員	187,180円	184,780円	2,400円
看護職員	236,640円	234,840円	1,800円
生活相談員・支援相談員	218,110円	214,610円	3,500円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	230,340円	227,510円	2,830円
介護支援専門員	220,720円	218,020円	2,700円
事務職員	205,860円	203,140円	2,720円
調理員	182,530円	180,720円	1,810円
管理栄養士・栄養士	210,550円	208,260円	2,290円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2)平均基本給額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表第95表）

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年-令和2年)
全 体 【平均勤続年数：8.7年】	316,610円	309,230円	7,380円
1年(勤続1年～1年11か月)	277,350円	252,590円	24,760円
2年(勤続2年～2年11か月)	287,560円	280,850円	6,710円
3年(勤続3年～3年11か月)	299,970円	290,370円	9,600円
4年(勤続4年～4年11か月)	300,180円	291,590円	8,590円
5年～9年	311,970円	305,550円	6,420円
10年以上	342,490円	337,160円	5,330円

注1) 令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1／6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4) 勤続年数は令和3年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注5) 勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、令和2年4月から勤務を開始した介護職員の場合、令和2年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和2年9月の平均給与額が低くなることが一つの要因として考えられる。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。

（統計表第98表）

	平均勤続年数	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年-令和2年)
全 体	8.7	316,610円	309,230円	7,380円
保有資格あり （複数回答）	8.9	319,460円	312,610円	6,850円
介護福祉士	9.5	328,720円	322,680円	6,040円
社会福祉士	8.9	363,480円	347,210円	16,270円
介護支援専門員	13.0	362,290円	355,850円	6,440円
実務者研修	7.7	307,330円	299,890円	7,440円
介護職員初任者研修	8.1	300,510円	293,360円	7,150円
保有資格なし	5.2	271,260円	262,420円	8,840円

注1)「実務者研修」とは、実務者研修、介護職員基礎研修及びヘルパー1級をいう。

注2)「介護職員初任者研修」とは、介護職員初任者研修及びヘルパー2級をいう。

注3)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注4)平均給与額は、基本給(月額)+手当+一時金(4～9月支給金額の1／6)

注5)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注6)「平均勤続年数」は、令和3年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（時給・非常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、560円の増となっている。

（統計表第81表）

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年-令和2年)
介護職員	113,490円	112,930円	560円
看護職員	132,140円	133,490円	△1,350円
生活相談員・支援相談員	133,150円	131,160円	1,990円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	106,800円	106,990円	△190円
介護支援専門員	135,250円	133,290円	1,960円
事務職員	104,060円	103,390円	670円
調理員	81,490円	79,910円	1,580円
管理栄養士・栄養士	109,970円	110,280円	△310円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(時給)×実労働時間+手当+一時金(4～9月支給金額の1／6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における介護職員（時給・非常勤の者）の平均基本給額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、10円の増となっている。

（統計表第106表）

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年-令和2年)
介護職員	1,130円	1,120円	10円
看護職員	1,460円	1,450円	10円
生活相談員・支援相談員	1,120円	1,110円	10円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	1,640円	1,630円	10円
介護支援専門員	1,280円	1,270円	10円
事務職員	990円	980円	10円
調理員	950円	940円	10円
管理栄養士・栄養士	1,080円	1,080円	0円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2)平均基本給額は10円未満を四捨五入している。

III 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況を職場環境等要件の各区分別にみると、

- ・入職促進に向けた取組のうち、「法人や事業所の経営理念やケア方針などの明確化」が 72.9%
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援のうち、「研修の受講支援等」が 75.2%
- ・両立支援・多様な働き方の推進のうち、「有給休暇が取得しやすい環境の整備」が 84.6%
- ・腰痛を含む心身の健康管理のうち、「事故・トラブルの対応マニュアル等の作成等」が 84.4%
- ・生産性向上のための業務改善の取組のうち、「業務手順書の作成等」が 76.9%
- ・やりがい・働きがいの醸成のうち、「職員の気づきを踏まえたケア内容等の改善」が 86.2%となっている。

(統計表第72表)

	実施	未実施
入職促進に向けた取組		
法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	72.9%	18.9%
資質の向上やキャリアアップに向けた支援		
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	75.2%	13.6%
両立支援・多様な働き方の推進		
有給休暇が取得しやすい環境の整備	84.6%	8.7%
腰痛を含む心身の健康管理		
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	84.4%	8.7%
生産性向上のための業務改善の取組		
業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	76.9%	15.8%
やりがい・働きがいの醸成		
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	86.2%	7.4%

注1)当該設問に未回答の施設・事業所があるため、構成割合の合計は100%にならない場合がある。

注2)職場環境等要件については、各区分ごとの実施率の上位1位を掲載している。

○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況(実施率)(特定処遇改善加算の取得状況別)

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得している事業所と取得していない事業所の給与等の引き上げ以外の処遇改善状況を職場環境等要件の各区分（実施率上位1位）ごとにみると、特に

- ・ 入職促進に向けた取組の「法人や事業所の経営理念やケア方針などの明確化」
- ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援の「研修の受講支援等」
- ・ 生産性向上のための業務改善の取組の「業務手順書の作成等」

において、実施率の差が大きくなっている。

(統計表参考第2表)

	取得	未取得
入職促進に向けた取組 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	81.0%	66.3%
資質の向上やキャリアアップに向けた支援 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	87.7%	71.4%
両立支援・多様な働き方の推進 有給休暇が取得しやすい環境の整備	88.5%	83.2%
腰痛を含む心身の健康管理 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	88.4%	83.5%
生産性向上のための業務改善の取組 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	82.2%	76.3%
やりがい・働きがいの醸成 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	91.7%	86.0%

注1)「従来又は今回実施している」と回答した施設・事業所の割合である。

注2)「未取得」には介護職員処遇改善加算(Ⅳ)～(V)の届出をしている施設・事業所及び当該加算の届出をしていない施設・事業所を含む。

IV 新型コロナウイルス感染症に伴う影響について

○ 新型コロナウイルス感染症の発生の影響

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの事業所における新型コロナウイルス感染症による影響の状況をサービス種類別にみると、介護老人保健施設及び通所リハビリテーションにおいて、「該当」の割合が高く、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護において、「該当はない」の割合が高かった。

(統計表第1表)

(一部複数回答)

	新型コロナウイルス感染症の影響として、1つ以上が該当	(複数回答)				左記のいずれにも該当はない
		利用者、職員のいずれかに新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した	利用者、職員のいずれかに新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が発生した	休業要請等により、一時休業や営業時間の短縮等の運営の縮小を行った	感染による入院や利用控えによりサービス利用者が減少した	
全 体		53.6%	19.0%	30.9%	6.7%	31.7%
介護老人福祉施設		65.7%	29.3%	47.6%	8.3%	33.2%
介護老人保健施設		72.8%	29.8%	50.4%	14.3%	46.4%
介護療養型医療施設		59.7%	23.2%	38.5%	2.8%	21.2%
介護医療院		53.1%	20.0%	37.6%	1.7%	20.7%
訪問介護		55.4%	21.2%	34.7%	3.1%	29.6%
通所介護		65.9%	18.6%	31.9%	13.4%	51.0%
通所リハビリテーション		73.1%	23.9%	37.5%	14.3%	56.7%
特定施設入居者生活介護		47.3%	24.7%	30.1%	2.6%	20.4%
小規模多機能型居宅介護		44.7%	13.3%	26.1%	6.9%	20.7%
認知症対応型共同生活介護		29.1%	9.5%	20.2%	1.2%	7.6%
居宅介護支援		41.2%	16.6%	23.9%	2.3%	17.8%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)令和2年10月1日～令和3年9月30日の間の状況について回答したもの。

注3)「左記のいずれにも該当はない」と回答した施設・事業所は、他の項目を選択していない。

○ 介護従事者等の給与等の状況（新型コロナウイルス感染症の影響別）

介護従事者等の給与の引き上げ状況を、新型コロナウイルス感染症の影響の有無別に比較すると、いずれの場合にも給与等を引き上げた事業所が約5割あり、大きな差は見られなかった。

(統計表第76表)

	① 給与等を 引き上げた	② 令和2年度の 給与水準を維持し ているが、1年以内 に引き上げる予定	③ 令和2度の給与水 準を維持しており、 1年内に引き上 げる予定はなし	④ 給与等を 引き下げた	⑤ その他
全 体	49.7%	13.7%	26.7%	1.1%	3.6%
新型コロナウイルス感染症の影響として、下記 のうち1つ以上が該当	52.5%	14.3%	28.1%	1.3%	2.5%
(複数回答)					
利用者、職員のいずれかに新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した	53.8%	14.6%	27.2%	0.7%	2.0%
利用者、職員のいずれかに新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が発生した	53.3%	14.7%	27.9%	0.8%	2.4%
休業要請等により、一時休業や営業時間の短縮等の運営の縮小を行った	57.3%	8.6%	29.0%	2.2%	1.5%
感染による入院や利用控えによりサービス利用者が減少した	52.4%	14.2%	28.3%	1.7%	2.3%
いずれにも該当しない	51.9%	12.5%	27.4%	0.9%	5.4%

注1)調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体(介護職員に限定していない)の状況である。

注2)令和2年10月1日～令和3年9月30日の間の状況について回答したもの。

注3)当該設問に未回答の施設・事業所数があるため、構成割合の合計が100%にならない場合がある。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別、新型コロナの影響別）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、新型コロナウイルス感染症の影響の有無別に令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、「該当あり」が8,400円の増、「該当なし」が6,470円の増となっている。

(統計表第150表)

		令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年－令和2年)
介護職員	該当あり	332,150円	323,750円	8,400円
	該当なし	309,600円	303,130円	6,470円
看護職員	該当あり	380,650円	373,700円	6,950円
	該当なし	352,840円	346,720円	6,120円
生活相談員・支援相談員	該当あり	346,910円	337,620円	9,290円
	該当なし	337,880円	331,280円	6,600円
理学療法士、作業療法士 言語聴覚士又は機能訓練指導員	該当あり	353,090円	343,480円	9,610円
	該当なし	342,880円	337,320円	5,560円
介護支援専門員	該当あり	361,400円	353,230円	8,170円
	該当なし	349,460円	341,260円	8,200円
事務職員	該当あり	310,090円	304,370円	5,720円
	該当なし	291,310円	283,280円	8,030円
調理員	該当あり	268,570円	262,540円	6,030円
	該当なし	248,150円	243,230円	4,920円
管理栄養士・栄養士	該当あり	314,240円	307,040円	7,200円
	該当なし	305,870円	298,460円	7,410円

注1)令和2年9月30日と令和3年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(時給)×実労働時間+手当+一時金(4~9月支給金額の1/6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。